

非常変災時における対応について

【気象警報等発表の場合】

登 校 前	<p>以下の（１）（２）（３）のいずれかで気象警報などが発表されているときは、下記の（ア）（イ）（ウ）に従う。気象警報とは、従来の「暴風」に加えて、「大雨」「洪水」「大雪」「暴風雪」などである。</p> <p>（１） 岐阜市（岐阜高校所在地） （２） 自分の居住地 （３） 通学経路</p>
	<p>（ア） 午前６時３０分までに気象警報が解除されたとき 通常通り授業を行う</p> <p>（イ） 午前６時３０分から午前１１時までに気象警報が解除されたとき 自宅待機し、解除後２時間を経てから授業開始</p> <p>（ウ） 午前１１時以降に気象警報が解除されたとき 当日の授業は中止（休校）</p>
	<p>保護者が、気象警報の発表が予想されたり、登校に危険な状態（道路の冠水、河川の増水、土砂災害警戒情報等）と判断した場合や交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合は自宅待機してよい。この場合は、必ず学校に連絡すること。</p>
登 校 途 中	<p>（１） 気象警報の発表を知った時点で、原則として直ちに帰宅し、学校へ連絡する。</p> <p>（２） 時間的・地理的に学校の方が近く、安全を確保しやすい場合は登校し、学校にて待機してもよい。</p> <p>（３） 上記（１）（２）以外で、安全な場所に避難してもよい。この場合は、必ず学校に連絡すること。</p>
登 校 後	<p>（１） 警報発表中、及び警報発表が予想される場合は、原則学校待機とする。</p> <p>（２） 警報発表による学校待機の場合は、帰宅は原則警報解除後とする。</p> <p>（３） 警報発表による学校待機の場合でも、安全と判断した場合は帰宅させる。</p> <p>（４） 上記（３）の場合は、自宅に到着したことを学校へ連絡する。（帰宅確認）</p> <p>（５） 下校時刻が通常から変更になる場合や家族の迎えが必要な場合は、すぐーるなどで学校から家庭へ連絡する。</p>

【地震発生の場合】

登 校 前	(1) 震度5弱以上の地震が発生した場合は、自宅又は安全を確認できる場所に待機することを原則とする。
登 校 途 中	(1) 直ちに近くの広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅又は学校、指定避難所等近く安全な場所に移動し、待機する。 (2) 休業及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学路上等の安全及び生徒の居住地域の安全を確認し、すぐーる等で学校から家庭へ連絡する。
登 校 後	(1) 登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合は原則学校待機とする。 (2) 下校については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認し、安全と判断した場合は帰宅させる。 (3) 下校途中に発生した場合には、登校途中に発生した場合に準じる。

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の場合】

- (1) 本校は土砂災害特別警戒区域に指定されていないため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時も原則、通常授業とする。ただし、必要と認めた場合は、休業及び休業期間を決定する場合もある。その際は、すぐーる等で学校から家庭へ連絡する。
- (2) (1)の規定により、通常授業を行う場合であっても、生徒の居住地域が土砂災害特別警戒区域に指定されている場合は、安全を確保できる場所に待機することを原則とする。